

公益財団法人東京都道路整備保全公社新宿駅西口広場イベントコーナー使用について

公益財団法人 東京都道路整備保全公社

1 仮申込方法

(仮申込の受付)

申込者は主催者とします。

(仮申込の手続き)

- (1) 仮申込みは、原則として使用開始の1年前から受付けます。
- (2) 1イベントにつき、1期間のみ受付けます。
- (3) 申込者は、東京都道路整備保全公社（以下、「公社」という。）にまずは電話で、仮申込希望日及び利用状況をお問い合わせください。仮申込可能日を調整し、お伝えします。ご希望に添えない場合がございます。
- (4) 所定の「仮申込書」と「イベント企画概要書」（様式は問わない）を、FAXまたはメールにてご提出頂き、イベントコーナーの使用方法として問題がないか審査します。問題が無い場合に「仮申込」が完了します。口頭のみでの仮申込は受け付けておりません。
- (5) 仮申込時には、申込者がイベントの実施を正式に決定する「決定予定日」を、担当者に必ずお伝えください。
- (6) 仮申込の有効期限は仮申込完了から原則1ヶ月間とさせていただきますので予めご了承ください。
- (7) 仮申込、本申込共に先着順となります。同時申込みがあった場合は抽選となります。

(仮申込の完了)

仮申込の完了は公社が仮申込書の内容を承認した場合に、「仮申込使用承認」をもって通知します。

2 本申込方法

(本申込の受付)

- (1) 使用の本申込は、原則として使用開始の1年前から2ヶ月前まで受付けます。使用開始まで2ヶ月をきった本申込等の場合はこの限りではございません。別途、5頁に記載のお問合せ先（公益財団法人 東京都道路整備保全公社）にご連絡ください。
- (2) 1イベントにつき、1期間のみ受付けます。
- (3) 申込者は公社にまずは電話で、本申込希望日及び利用状況をお問い合わせください。本申込可能日を調整し、お伝えします。ご希望に添えない場合がございます。

(4) ①仮申込済みイベントの本申込手続き

仮申込済みの場合は、仮申込のイベント実施が正式決定いたしましたら、速やかにその旨を公社にご連絡下さい。正式決定のご連絡を頂きましたら「本申込書」に必要事項を記入の上、公印または社印を押印したものを直接または郵送にて、提出して頂いた時点で本申込の完了とさせていただきます。口頭のみでの本申込は受け付けておりません。

②仮申込を行わず、本申込手続きを行う場合

まずは電話で、本申込希望日及び利用状況をお問い合わせください。本申込可能日を調整し、お伝えします。所定の「使用申込書」と「イベント企画概要書」（様式は問わない）を、公印または社印を押印したものを直接または郵送にて提出して頂きます。口頭のみでの本申込は受け付けておりません。（スケジュールはご希望に添えない場合がございます。）

(使用の承認)

「使用申込書」とあわせて、「イベント企画書」、「会場レイアウト図面」等所定の必要書類を提出の上、公社担当者及び公社の運営委託会社と打合せを行ってください。本申込後、公社にてイベント企画内容の審査を行い、利用に問題がないと判断された場合に、広場の「使用承認」を行い、利用申込が確定いたします。

使用の承認は公社が申込書の内容を承認した場合に「使用承認」をもって通知します。

3 使用承認後の提出物等

(契約について)

使用の承認を受けた方（以下、「使用者」という。）は、「催事契約書」により契約します。

(実施計画書の提出)

使用開始の1ヶ月前までに「実施計画書」（実施内容、進行スケジュール、施工物デザイン、平面図、電気使用器具リスト等）を提出してください。

(使用目的・内容の変更)

使用承認後に使用目的又は使用内容に変更が生じた場合、速やかに変更内容を連絡の上、担当者の指示に従い必要書類を提出して下さい。ただし、変更後の目的、内容によっては使用承認を取消す場合があります。なお、この際に生ずる損害は利用者で負担願います。

4 利用条件等

(使用時間)

イベントコーナーの使用時間は、原則として午前8時から午後9時までの間とします。但し、催事最終日は午後7時までに完全撤収・原状回復をするものとします。

- ・使用時間には準備、後片付け等一切の時間を含みます。
- ・上記の時間外の使用の場合は事前に承認を得てください。

(使用料金)

公社は、イベントコーナーの利用料金として、別表に掲げる新宿駅西口広場イベントコーナー利用料金表（以下「料金表」という。）の料金を徴収します。

(使用料金の支払い)

使用者は使用開始の1ヶ月前迄に、指定銀行口座へ振り込んでください。

(利用期間及び利用回数)

イベントコーナーの利用期間は、原則として連続7日以内とします。ただし、理事長が特に認める場合にはこの限りではありません。

また、同一イベント開催による利用回数は、1年度2回以内とします。

(使用制限)

イベントコーナーでは次の各号に掲げる催事は、これを禁止します。

- (1) 公共エリアとしての美観、動線などに支障があると認められるもの
- (2) 騒音、臭気などの発生が予測されるもの
- (3) 催事の対象者が一般向けであると認められないもの
- (4) 一般の通行者や他のゾーンの使用者に支障があると認められるもの
- (5) 政治的、宗教的目的のもの
- (6) もっぱら営利を目的とした催事及び販売行為をするもの
- (7) 入場料を徴収するもの
- (8) 署名、勧誘、キャッチセールス、アジテーション等の行為があると認められるもの
- (9) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの
- (10) 暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- (11) イベントコーナー又は設備を損傷するおそれがあると認められるもの
- (12) イベントコーナーの管理運営上支障があると認められるもの

(使用承認の取り消し)

公社は次の各号のいずれかに該当した場合、使用承認を取り消すことがあります。

- (1) 使用者の催事が使用制限のいずれかに該当するとき。
- (2) 催事を遂行しないとき、又は遂行する見込みがないと認められるとき。
- (3) その他催事内容、又はこれに付した条件に反したと認められるとき。

使用中に使用承認を取り消された場合は、速やかに催事を終了し、展示物を撤去してください。

(使用の中止)

使用中に下記の事項に該当する事態が発生した場合、あるいはその恐れが生じた場合は、直ちに使用を中止していただくことがあります。

- (1) 公社が事前に承認した使用目的若しくは内容に反する場合
- (2) 第9条のいずれかに該当するとき
- (3) 使用料金未納の場合
- (4) 使用者の不手際により混乱若しくは事故が発生した場合又はその恐れが生じた場合
- (5) 第三者に使用権利を譲渡及び転貸した場合
- (6) 諸官公庁への届出・許可等の申請などを怠った場合
- (7) 周辺等からクレーム等が出た場合
- (8) 関係官庁より中止命令が出た場合
- (9) 天災事変その他やむを得ない事由が発生した場合

(使用料金の返還等)

前述の「使用承認の取り消し」及び「使用の中止」によって使用者に発生する損害については、その責任を負いません。また、公社の都合により承認を取消した場合及び天災事変その他やむを得ない事由により使用を中止した場合を除き、既納の使用料金は返還しません。

5 キャンセル料について

公社は、次の各号のいずれかに該当した場合、料金表に掲げるキャンセル料を請求することができます。

- (1) 前項「使用承認の取り消し」の規定により使用を取り消されたとき。
- (2) 使用者の都合により、申込を取り消したとき。

6 広場使用時の注意事項等

(1) 施工・撤去

- ・搬入及び施工等は原則開催前日19時～21時、イベント開催当日8時からとなります。
- ・搬出及び撤去等はイベント最終日の19時までとなります。
- ・会場にアンカーボルト、釘、ガムテープなどによる工作や貼り付けはできません
- ・立て看板、ポスター等の設置、掲出は許可を必要としますので、事前に相談してください。
- ・設営、撤去作業を行うに際しては、地下街の管理運営に支障を生ずる騒音・振動・臭気・煙等を発する作業は禁止します。
- ・搬入、搬出は事前に充分打ち合わせ、係員の指示に従ってください
- ・備品リース・イベント制作・運営・会場施工なども別途お見積りにて承ります

(2) 清掃、ゴミの処理

- ・使用期間中並びにイベント終了時には、会場内及び会場周辺の清掃を行ってください。
- ・ゴミは持ち帰りが原則となります
- ・イベント終了後、制作展示物はすべてお持ち帰りください

(3) 関係主務官庁への届出

- ・イベントの開催に関しては必要となる各種許可申請の諸官公庁への届出は主催者の責任で行ってください。公社に不測の損害が生じないように処理願います。

消防：新宿消防署 03-3207-0119 保健所：新宿保健所 03-5273-3833

(4) その他

- ・営利のみを目的とする物品販売、契約行為等は禁止します。
- ・物品販売、飲食物販売を行う場合は、事前にご相談ください
- ・歩行者の通行を妨げないよう人員整理は使用者で責任を持って行ってください。
- ・公道上でのチラシ等の配付、呼び込み行為等は固くお断りします。
- ・私物等は使用者にて保管、管理をお願いします。
- ・責任者は必ずイベントコーナーに常駐してください。
- ・会場の運営上、安全が損なわれる恐れのあるときは、公社から警備員の配置を要請することがあります。これに係わる費用は主催者負担となります
- ・会場周辺の商業施設に支障をきたす行為、お客様に不快感を与えるような音声・音量は禁止します。
- ・裸火・危険物の持ち込みはできません
- ・その他、ご使用に関しては、担当者と協議・相談の上、その指示に従ってください

7 免責及び損害賠償

- (1) 使用に伴う人身事故及び展示品の盗難・破損その他事故に関しては、その原因の如何を問わず公社は一切の責任を負いません。
- (2) 使用に伴い、周辺の施設、設備等を毀損、汚損、紛失させた場合は、その損害額を負担していただきます。
- (3) その他本掲載内容に違反した場合の損害については、使用者に損害請求をします。

8 その他の事前の届出

イベントに対するマスコミの取材やイベントコーナー内での写真、ビデオ撮影等については事前に公社へ届け出て承認を受けて下さい。

以上

※本掲載内容は、予告なく変更する場合があります。予めご了承ください。

(お問い合わせ先、申込先)

公益財団法人 東京都道路整備保全公社 事業部管理課事業係
〒163-0720 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 20 階
TEL : 03-5381-3131 (平日 9:00~17:00)
FAX : 03-5381-3355

(新宿駅西口広場イベントコーナー所在地)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1 地先 「新宿駅西口広場イベントコーナー」

新宿駅西口広場イベントコーナー使用料金表

(別途消費税)

1 会場使用料

ゾーン	面積	期間	
		1 日	7 日
A 1	144 m ²	380,000 円	2,130,000 円
A 2	144 m ²	380,000 円	2,130,000 円
A 1 + A 2	288 m ²	740,000 円	4,130,000 円
B 1	96 m ²	250,000 円	1,400,000 円
B 2	86 m ²	230,000 円	1,300,000 円
B 1 + B 2	182 m ²	460,000 円	2,620,000 円
A 1 + A 2 + B 1 + B 2	470 m ²	1,200,000 円	6,720,000 円

※物品販売を伴うものは会場使用料に歩合料金を加算する。

歩合料金は期間中の売上額 150,000 円超に対する 10%とする。

2 キャンセル料

キャンセル日時	キャンセル料金
本申込後～使用日の 91 日前	会場使用料の 10%
使用日の 61 日～90 日前	会場使用料の 25%
使用日の 31 日～60 日前	会場使用料の 50%
使用日の 1 日～30 日前	会場使用料の 100%
使用期間中	会場使用料の 100%

3 クレジットカード及び電子マネー決済端末手数料

対象	手数料率
クレジットカード及び電子マネーで決済した売上金	4%

※取り扱い可能なクレジットカード及び電子マネー

V I S A、M a s t e r、銀聯、S u i c a 等交通系 I C カード、E d y、W A O N、i D

4 什器・レンタル

品名	在庫数	規格・寸法	レンタル料
パイプ椅子	31	(W)430mm×(D)437mm×(H)740mm 素材：ビニールレザー張り、スチールパイプ	200 円 /1 日
折りたたみテーブル	19	(W)1,800mm×(D)450mm×(H)700mm 素材：メラニン化粧板、スチール角パイプ	300 円 /1 日
平台	15	(W)1,500mm×(D)800mm×(H)900mm 素材：パイン・シナOS	400 円 /1 日
電子レジスタ (MA-500-5)	40	(W)342mm×(D)437mm×(H)254mm ※別途端末にてクレジットカード決済可能	300 円 /1 日
有機ELテレビ	1	55 インチ 附属品：DVDプレーヤー	35,000 円 /1 開催
スタンドサイン	2	内寸(W)980mm×(D)500mm×(H)1,740mm 行灯型、内照式	無料
ポスター掲示板 (A型)	19	(W)1,200mm×(D)600mm×(H)1,500mm 素材：防火ベニヤ・スチール平板	無料

※什器の設営は使用者各自で行ってください。

※物品販売を行う場合は必ず上記電子レジスタを使用すること。